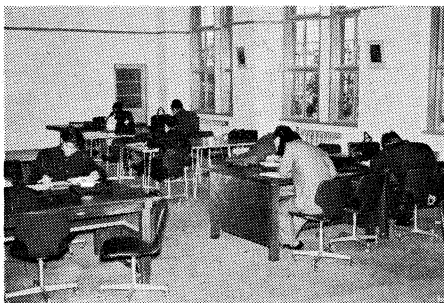


図 書 館 だ よ り

ご 存 知 で す か

○第二閲覧室スタート ―雑誌利用の窓口一本化をめざして―

附属図書館の長い間の懸案であり、学生諸君の強い要望でもあった第二閲覧室が9月26日、開設の運びとなった。現在はまだ暫定的な措置として、古い机が利用されており、雑誌コーナーに備えられた雑誌のタイトル数もごく少数であるが、備品等が完備し、閲覧室が最終的に完成された段階では、座席数も約120席あまりとなり、少なくとも1,200種の雑誌が展示される予定である。第二閲覧室が開設された目的は、現在の大閲覧室の収容能力



がすでに限界に達しているため、その混雑を緩和するためと、情報量の増大とともに、とみにその比重を増しつつある逐次刊行物の役割をフルに発揮させるため雑誌関係の閲覧をすべてここで行ない得る態勢を作ることにある。現在、第二閲覧室の静かなふんい気を愛する利用者が日増しに多くなっている。より一層ご利用いただければ幸いである。

○「学内図書相互利用書」の様式を統一

近年における学術研究の発展は、研究分野の細分化、総合化をもたらし、その結果、研究者が必要とする文献や資料は急速に増加する一方、関連する分野も極めて広範囲に及んでいる。このような情勢の中で、本学のような総合大学では、専門の学科間ないし部局間の図書相互利用の促進と、その円滑化がとくに要請されることはいうまでもない。

附属図書館では、部局からの要請にもとづき、さる7月10日開催された附属図書館商工会に、「部局間の図書相互利用の促進」についてはかった結果、その推進方について了解が得

られたので、その後、各部局の図書掛長と協議を重ね、このほど、「学内図書相互利用書」の様式を作成した。

この試みは 従来、特定の部局だけが個々に発行している様式を統一して、部局間で相互に活用することにより、今後の相互利用の促進に役立てることを目的としている。

この様式による手続きとしては①利用者は、自己の所属する部局または学科の図書室に相互利用の希望を申し込み、②図書室は、相手方の所蔵部局の図書室あて電話照会により、文献の所在や利用方法を確認した後、③利用者はこの様式を持参して相手方の部局図書室に提出する。利用許可の判断は、部局の利用規則や内規等により、部局の事情の許される範囲内において決定される。

図書相互利用書 京都大学附属図書館				
No. _____				
昭和 年 月 日				
図書室御中				
図書室名 _____				
掛員 _____				
下記の図書を借用いたします(但し貴図書室の規則による)				
借用日	年	月	日	返却日 年 月 日
借用者名 _____				
所属	身分		学内TEL _____	
現住所		TEL _____		
誌名 _____				
Vol.	No.	(年) P.	~P.	